

ほごしやさま
保護者様

よっかいちしきょういくいんかい
四日市市教育委員会

がっこうかんせんしょう 学校感染症による 「しゅつせきていし かいじょ 出席停止」 解除における てつづ へんこう 手続き変更についてのおねがい

へいそ 普段は、がっこうきょういくかつどう 学校教育活動にご協力いただきありがとうございます。

がっこう 学校では、べつし 別紙のようなかんせんしょう 感染症にかかった場合、ばあい こうない 校内でのかんせんしょう 感染症のりゅうこう 流行をよぼう 予防するため、またお子さんのきゅうよう 休養のじかん 時間をかくほ 確保するため、がっこうほけんあんぜんほう 学校保健安全法にもとづき、しゅつせきていし 出席停止のそち 措置をとっています。

しゅつせきていし かいじょ 出席停止の解除について、よっかいちしない 市内の小・中学校では、これまでいりようきかん 医療機関によるようし 用紙「しゅつせきていし 出席停止にかかるとしよめいしょ 証明書」をがっこう 学校へていしゆつ 提出いただくことで、しゅつせきていし かいじょ 出席停止のてつづ 手続きをしております。

このたび、かんせんしょうりゅうこうじ 感染症流行時のさいじゆしん 再受診にかかるほごしやふたんとう 保護者負担等をこうりよ 考慮して、10月1日より、てつづ 手続きを次のとおりへんこう 変更し、いりようきかん 医療機関によるしよめいしょ 証明書のていしゆつ 提出をふよう 不要とします。ご理解ご協力をおねがいいたします。

こんご 今後、ちゆしよめい 治療のようし 用紙はふよう 不要とします。ただし、がっこうない 校内でのかんせんかくだいぼうし 感染拡大防止にばんぜん 万全をき 期すために、お子さんがたいしよ 対象となるかんせんしょう 感染症にかかったと思われるばあい 場合は、じゆうらいどお 従来通り、かなら いし しんだん 医師のしんだん 診断を受け、がっこう 学校へれんらく 連絡をしてください（れんらく 連絡のないばあい 場合は、がっこうちよう 学校長によるしゅつせきていし 出席停止のしんだん 判断ができません）。また、じゆしん 受診の際は、しゆじい 主治医のせんせい 先生に、ちゆめやす 治療のめやす 目安やとうこうじきとう 登校時期等のしじ 指示をいただいでください。

【出席停止から解除までの流れ】

へんこうまえ 変更前		へんこうご 変更後(10月1日以降)	
1	発症		
2	病院を受診し診断を受ける		
3	出席停止対象の感染症と診断 主治医から登校の目安等の指示をうける		
4	学校へ連絡→学校は「出席停止」となる		
.....1~4までは、変更ありません.....			
5	学校から証明書をもらう (学校のホームページからダウンロード)	5	医師の指示にしたがい、休養する ※登校の目安等も聞いてください
6	医師の指示にしたがい、休養する		
7	主治医に治療証明を記入してもらう		
8	治療証明書を持って学校へ登校する。	6	治療したら登校する
9	登校時に学校で健康観察 証明書の内容を確認し、出席停止の解除	7	登校時に学校で健康観察し、 出席停止の解除
【登校には、治療証明の用紙が必要】		【登校にあたって、治療証明の用紙は不要】	

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	・ 治癒するまで
第2種	・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風しん（三日はしか） ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・ 発しんが消失するまで ・ すべての発しんが痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。		
第3種	・ コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症	・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

[参考] インフルエンザにおいては、最短でも、発症後6日目からの登校になります。



登校可能